

犬の鑑札・注射済票ってナニ？ ～飼い犬の『マイナンバー』を大切に～



犬とお散歩するとき、必ず持っていくものって何ですか？

首輪・リード・マナー袋・水入りペットボトル…

色々ありますが、まず第一に挙げてほしいのが、犬鑑札と注射済票です。

犬鑑札とは



- ・犬を飼い始めた時に、居住地の自治体などで犬の登録をします。
- ・飼い主さんは、犬を取得した日から30日以内（ただし、生後90日以下の犬であれば、生後90日を超えてから30日以内）に登録します。
- ・基本的には、一生に一度の手続きとなります。
- ・登録時に交付されるメダルのようなものが『犬鑑札』です。
- ・『犬鑑札』には、その犬の『登録番号』が記されています。
- ・『犬鑑札』は法律で、「犬に着けておかなければならない」とされています。

注射済票とは



表



裏

【豆知識】

「注射済票」の色は、
黄・赤・青を年度により繰り返します。

- ・犬は法律で、毎年狂犬病ワクチンを接種することとされています。
- ・基本的には、毎年4～6月の間に接種します。
- ・毎年、年に一回行います。
- ・接種後『注射済票』というメダルのようなものを交付してもらいます。
- ・毎年接種するので、年に1つ増えていきます
- ・『注射済票』には、その年度の『注射済番号』が記されています。
- ・『注射済票』は法律で、「犬に着けておかなければならない」とされています。



このように、上記2つのメダル状のものを「犬に着けておく」ことは法律で決まっています。アナログですが、鑑札で個体識別、済票で狂犬病ワクチン接種状況の確認ができます。

万が一迷い犬になってしまったとき、鑑札があればすぐに飼い主さんの元に帰ることができます。飼い犬には必ず首輪などに装着し、飼い主さんは是非手帳などに登録番号をメモして、すぐにわかるようにしておいてくださいね。